

大阪工業大学工学部 学生員 ○石原 延行

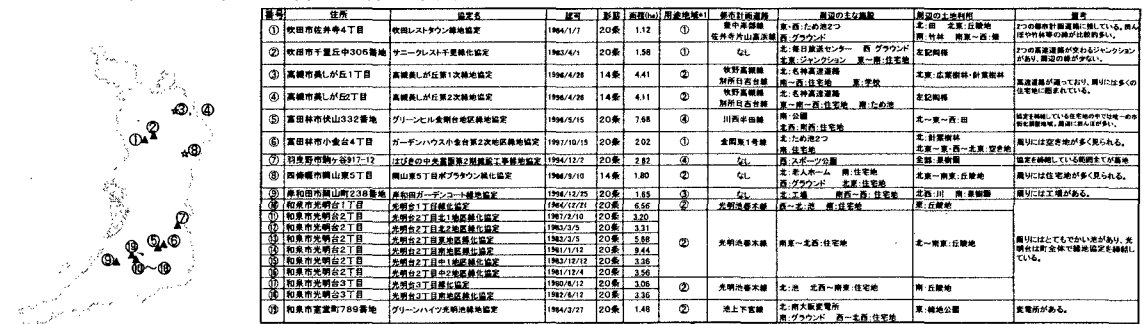
大阪工業大学工学部 正会員 岩崎 義一

1. はじめに：かつての都市緑地保全法に基づく緑地計画・緑地整備は市民参加の手法がわかりにくく具体的に組み込まれてこなかったという反省にたち、1995年に本法の一部改正を契機にこれらの具体的手法として「市民緑地」、「緑地管理機構」、「緑地協定」が新しい制度として設けられた¹⁾。しかしこれらの新しい制度が設けられたものの制度の内容が市民に知られていない点や、主体である住民の意見が反映された計画となっていない等の指摘がなされるなど²⁾、取り組み成果が出ているとはいいがたい。大阪府下においても「市民緑地」、「緑地管理機構」については実施例がない。このように制度面で市民参加の道が開かれたにもかかわらず市民にとって必要不可欠な緑地に対する具体的な実施が見られない等、問題指摘がなされるということは、制度が市民のニーズに適合していないことなどが考えられる。こうした点が明らかにになれば市民の主体的な取り組みによる緑地創造への計画的な手法が高まるものと期待される。よって、本研究では、大阪府下において新たな制度のうち「緑地協定」を取り上げ、この協定を締結している地区における協定に対する認知、緑の維持管理状況等を把握するとともに、市民による緑地協定への意識を明らかにする。なお本稿では、行政機関への聞き取り調査と四條畷市岡山東5丁目ボプラタウン緑化協定と吹田市サニークレスト千里緑化協定の協定地区内住民への郵送方式によるアンケート調査を行なった、なお地区選定においては14条の古い方を選出し、20条から協定年次と面積が近い地区を選出した。

2. 緑地協定の設定状況：緑地協定には2種類あり、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者の全員の合意によって成立するもの（都市緑地保全法第14条）と、公団、民間等の開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて緑地協定を定め、後に分譲を受けた者が緑地協定に従うことにより、計画的な緑化及び緑地の保全の推進を図ろうとするもの（同法第20条）がある。大阪府下で緑地協定地区を有する都市は、吹田市、高槻市、富田林市、羽曳野市、四條畷市、岸和田市、和泉市であり、これらの都市における19地区の概要を表－1、分布を図－1に示す。これらの地区に共通する特徴としては、第1種住居専用地域に指定されているのがほとんどである。また、都市計画道路に接するものが多く、比較的都心部から離れた郊外部に立地するものが多い。

3. 協定に対する住民の意識調査

3-1 岡山東5丁目ボプラタウン緑化協定〔14条地区〕実施日11月26日、配布数64通、回収数25通〕：アンケート調査の結果を要約すると、まず協定の締結を認知している人は36%と低いうえに詳しく知っている人は18%にすぎない。また自宅の緑の手入れについては、花きの手入れは55%の人が頻繁に行っているが、



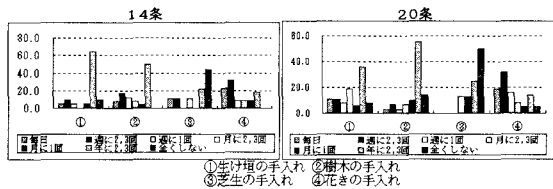
番号	住所	協定名称	施行	面積(㎡)	用途地域(1)	協定者(2)	協定の主な内容	協定の土地所有	協定の土地所有
①	吹田市住吉4丁目	吹田レストタウン緑地協定	1984/1/7	20条	1.12	①	東武東横線 住吉4丁目地区 住吉4丁目地区 住吉4丁目地区	東武東横線 住吉4丁目地区 住吉4丁目地区 住吉4丁目地区	この地区は緑地帯に属している。東武東横線が通っており、緑地帯の緑化が促進されている。
②	吹田市千代田305緑地帯	サニークレスト千代田緑地帯協定	1983/4/1	20条	1.58	①	北摂東横線 千代田地区 千代田地区 千代田地区	北摂東横線 千代田地区 千代田地区 千代田地区	この地区は緑地帯に属している。東武東横線が通っており、緑地帯の緑化が促進されている。
③	高槻市美しが丘1丁目	高槻市美しが丘第1次緑地帯協定	1986/4/28	14条	4.41	②	吹野東横線 美しが丘地区 美しが丘地区 美しが丘地区	北摂東横線 美しが丘地区 美しが丘地区 美しが丘地区	高槻市が通っており、緑地帯の緑化が促進されている。
④	高槻市美しが丘2丁目	高槻市美しが丘第2次緑地帯協定	1986/4/28	14条	4.31	②	吹野東横線 美しが丘地区 美しが丘地区 美しが丘地区	北摂東横線 美しが丘地区 美しが丘地区 美しが丘地区	高槻市が通っており、緑地帯の緑化が促進されている。
⑤	富田林市伏山332緑地帯	グリーンヒル金沢台地区緑地帯協定	1984/5/15	20条	7.88	③	川西平田線 伏山地区 伏山地区 伏山地区	北摂東横線 伏山地区 伏山地区 伏山地区	緑地帯に属している住宅地で、緑地帯の緑化が促進されている。
⑥	富田林市小倉4丁目	ガーデンハウス小倉第2次地区緑地帯協定	1987/10/15	20条	2.02	①	金剛線1号線 小倉地区 小倉地区 小倉地区	北摂東横線 小倉地区 小倉地区 小倉地区	緑地帯に属している住宅地で、緑地帯の緑化が促進されている。
⑦	特選市街地4917-12	はばきの中央公園第2次緑地帯協定	1984/12/2	20条	2.82	④	なし	北摂東横線 はばき地区 はばき地区 はばき地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑧	四條畷市岡山東5丁目	岡山東5丁目ボプラタウン緑地帯協定	1986/3/10	14条	1.80	②	なし	北摂東横線 岡山東5丁目地区 岡山東5丁目地区 岡山東5丁目地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑨	岸和田市岡山東20緑地帯	岸和田市岡山東20緑地帯協定	1986/12/7	20条	1.85	③	なし	北摂東横線 岸和田市岡山東20地区 岸和田市岡山東20地区 岸和田市岡山東20地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑩	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	6.66	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑪	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑫	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑬	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑭	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑮	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑯	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑰	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑱	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。
⑲	和泉市光明台2丁目	光明台2丁目緑地帯協定	1984/12/21	20条	3.31	②	光明台地区 光明台地区 光明台地区 光明台地区	北摂東横線 光明台地区 光明台地区 光明台地区	協定を締結している緑地帯に属している。

表－1 協定地区の概要とそれぞれの特徴

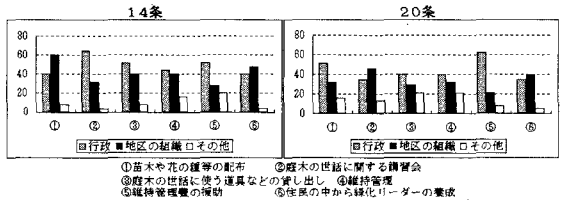
Nobuyuki ISHIHARA Yoshikazu IWASAKI

生け垣の手入れや樹木の手入れは年2～3回程度という回答が多かった（図－2）。しかし協定を認知している人の方が自宅の緑の手入れは頻繁に行っている（図－3）。地区内の緑の保全・育成に対する取り組み主体について聞いてみると、「苗木や花の種等の配布」及び「地区での緑化推進リーダー」については地区の組織が担うことが重要とする意見が多く、「庭木の世話に関する講習会」、「庭木の世話に使う道具等の貸し出し」、「維持管理や維持管理費の援助」については行政が担うべきとする意見が多かった（図－4）。さらに、協定締結前後での入居別の協定への認識をみてみると、締結後の住民は締結前よりも「知らない」という回答が圧倒的に多い（図－5）。

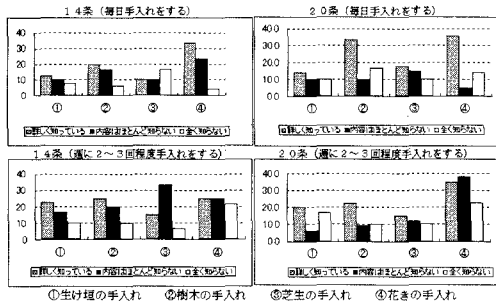
3－2 サニー Crest 千里緑化協定〔20条地区〕実施日 11月27日、配布数 85通、回収数 37通〕：アンケート調査の結果を要約すると、協定の締結を認知している人は81%と高いが詳しく知っている人は24%と低い。また自宅の緑の手入れについては、花きの手入れは51%の人が頻繁に行っているが、生け垣の手入れや樹木の手入れは年2～3回程度という回答が多かった（図－2）。しかし協定を認知している人の方が自宅の緑の手入れは頻繁に行っている（図－3）。地区内の緑の保全・育成に対する取り組み主体について聞いてみると、「庭木の世話に関する講習会」及び「地区での緑化推進リーダー」については地区の組織が担うことが重要とする意見が多く、「苗木や花の種等の配布」、「庭木の世話に使う道具等の貸し出し」、「維持管理や維持管理費の援助」については行政が担うべきとする意見が多かった（図－4）。さらに、協定締結前後での入居別の協定への認識をみてみると、14条地区と違って、締結後の住民と締結前の住民とは差があまりみられない（図－5）。



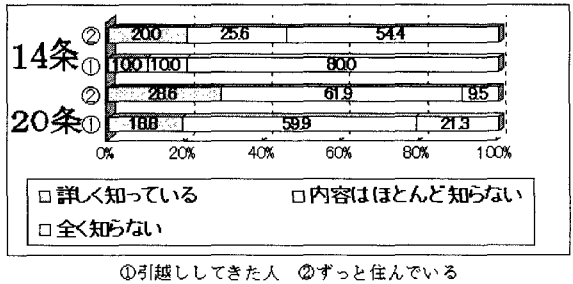
図－2 自宅の緑の手入れ



図－4 緑の保全・育成に対する取り組み主体



図－3 協定に対する認知別の緑の手入れ



図－5 協定の締結前後での入居別の認知の差

4. まとめ：地区住民の発意に基づいて締結する14条地区は、開発事業者による20条地区よりも緑地協定に対する、認知が低く、とくに新住民はほとんど認知していないことがわかる。市民の参画を意図した法改正の意義は、「市民緑地」、「緑地管理機構」の制度が実践されていないことを考え合わせると、疑問を抱かざるおえない。しかし14条地区、20条地区いずれも協定を認知している人は緑地保全への取り組みがより積極的であり、主体的な緑地保全の取り組み意識が芽生える可能性があると考えられることから、緑地協定制度のPRに加え、住民の参加による緑地保全計画の地区組織による策定を行政が支援するなど、初期段階から緑への取り組みに対する誘導が必要である。こうしたことによって、協定への理解・認知もさらに深まることが期待される。

参考文献 1) 平田 富士男 「緑のまちづくりの多様な展開の編集に当たって」都市計画特集論文 (1997) P4
2) 奥水 肇 「緑の基本計画と市民参加」都市計画特集論文 (1997) P27～P30